

【輸出 局長通達】

【参考】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について	北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について
<p>平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた国連安全保障理事会決議第 1718 号（平成 18 年 10 月 14 日採択）に基づき、同年 11 月 15 日より、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置が実施されており、また、平成 21 年 5 月 25 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 6 月 18 日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止措置が実施されている。</p>	<p>平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた国連安全保障理事会決議第 1718 号（平成 18 年 10 月 14 日採択）に基づき、同年 11 月 15 日より、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置が実施されており、また、平成 21 年 5 月 25 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 6 月 18 日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止措置が実施されている。</p>
<p>また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払について、原則禁止することが決定され、同年 2 月 26 日より実施されている。</p>	<p>また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払について、原則禁止することが決定され、同年 2 月 26 日より実施されている。</p>
<p>更に、国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、同年 3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸出が禁止されている。</p>	<p>更に、国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、同年 3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸出が禁止されている。</p>
<p>これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 <u>4月6日</u> の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が行われ、本日施行することとされたところである。</p>	<p>これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 <u>4月9日</u> の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が行われ、本日施行することとされたところである。</p>
<p>税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と連携を密にし、引き続き、輸出禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。</p>	<p>税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と連携を密にし、引き続き、輸出禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。</p>
<p>なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について」（平成 31 年 4 月 12 日財閥第 494 号）は、廃止する。</p>	<p>なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について」（平成 29 年 4 月 12 日財閥第 505 号）は、廃止する。</p>
記	記
1 ~ 5 (省略)	1 ~ 5 (同左)